

**漏水の修繕が完了した場合は水道料金を軽減できる場合があります**

給水装置等から発生した漏水の修繕が完了した場合、申請書を提出していただくことで、水道料金を軽減することができます。

ただし、漏水箇所または修繕業者等により軽減の対象外となる場合もありますので、詳しくは水道課へお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

水道課料金担当 ☎333・2207 / FAX35・0647  
Mail:suidou@city.komatsus  
hima.i-tokushima.jp

**農業振興地域整備計画の一部変更の申請受付**

小松島農業振興地域整備計画の一部変更（編入、除外、用途変更）の申出を受け付けます。

**【受付期間】**

4月1日(木)から4月30日(金)まで  
(土日・祝日を除く)

**【受付場所】** 市農林水産課（市役所4階）

**【必要な共通書類】**

- ◎ 申出書
- ◎ 申出する土地の登記簿謄本（登記事項証明書）の原本または写し
- ◎ 公図の写し
- ◎ 土地の現況写真および位置図
- ◎ 事業計画書
- ◎ 土地利用計画図

※申出内容によっては、右記以外の書類を提出していただく必要がありますので、ご承知ください。

**【お問い合わせ先】**

市農林水産課（市役所4階） ☎34・9292 / FAX34・9992  
Mail:nourin@city.komatsus  
hima.i-tokushima.jp

**住宅用火災警報器の設置状況調査にご協力を**

市消防本部では、小松島市内の住宅を対象に、住宅用火災警報器の設置状況の調査を電話にて行っています。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

**【実施期間】** 4月末まで

**【調査時間】** 午前9時から午後5時まで（1世帯3分程度）

**【お問い合わせ先】**

市消防本部消防課 ☎32・0119 / FAX32・3595  
Mail:shoubou@city.komatsus  
ushima.i-tokushima.jp

**ごみの分け方・出し方**

家庭ごみを出される際には、次の点についてご注意ください。必ずようお願いします。

**【ごみ出しの注意点】**

- ①ごみはきちんと分別して出してください。
- ※異物などが混入している袋があると、負傷や火災の原因になるため、大変危険です。
- ②ごみ袋は小松島市指定ごみ袋を使用してください。
- ③一度に出せるごみは5袋までです。
- ④ごみは収集日当日の午前8時30分までに出してください。

**【お問い合わせ先】**

市環境衛生センター（芝生町花谷3番地） ☎32・8290 / FAX32・8295  
Mail:ejiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**小松島税関支署からのお願い**

押収された不正薬物は、5年連続で1トンを超えており、我が国への不正薬物の流入は極めて深刻な状況となっています。税関では、不正薬物やオリンピック開催等を控え国際テロに対する取締りを強化しています。

**不審な荷物 や 不審な人物**

おかしいな? と思ったら、税関密輸ダイヤル（24時間受付）までお願いします。



税関イメージキャラクター カスタム君

徳島県の貿易や密輸の現状等の説明や出前講座のご要望も、お気軽にお問い合わせください。

**☎フリーダイヤル（許しません）**

シロイ（粉） クロイ（武器）

**0120-461-961**

**【お問い合わせ先】** 小松島税関支署 ☎32・0326